

(表面)					
ク リ ー ニ ン グ 所 開 設 届					
年 月 日					
群馬県知事 あて					
(保健所長)					
届 出 者					
住 氏 所					
氏 名					
(法人にあつてはその所在地、)					
名称及び代表者の氏名					
次のとおりクリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の					
規定により届け出るとともに、同法第5条の2に規定する検査を申し込みます。					
クリーニング所	名 称				
	所 在 地				
	開設予定年月日				
営 業 者 及 び 管 理 人	区 分	氏 名	生年月日	本 籍	住 所
クリーニング師	登録番号 ※	氏 名 ※	生年月日 ※	本 籍 ※	住 所 ※
従 事 者 数 ※	人				
営 業 の 内 容		洗濯物の受取及び引渡しのみを行う（取次店）。			
		消毒を要する洗濯物（特定洗濯物）を取り扱う。			
		ドライクリーニングを行う。			
		貸おしぼりを処理する。			
添付書類の省略 について（省令 第1条の3ただ し書の規定の適 用を受け、注3 の添付書類を省 略する場合） （注3）	以下の書類は、その内容に変更がないため、添付を省略しま す。				

(裏面)

添付書類

- 1 クリーニング所の構造設備の概要を明らかにした仕様書及び平面図
- 2 本届出の他にクリーニング所又は無店舗取次店を開設している場合は、その名称、所在地又は業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数、クリーニング師の氏名並びに営業の内容を記載した書類
- 3 開設者が法人の場合は、法人の登記事項証明書
- 4 省令第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書面の写し（注1、注3）

(群馬県証紙又は領収済証明書貼付欄)

注1 ※印の事項について

省令第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、※印の事項のうち、変更がない事項の記載を省略することができる。この場合において、変更がない事項の記入欄に「変更なし」と記載するとともに、添付書類4を添付すること。

- 2 営業の内容については、該当欄に○印を付すること。
- 3 添付書類の省略について

省令第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、添付書類1のうち、その内容に変更がないものについては、添付を省略することができる。この場合において、「添付書類の省略について」の欄に、省略する書類の名称を記載するとともに、添付書類4を添付すること。